

令和3年度 第1期

自動車整備技術講習 受講生募集のご案内

講習の種類、時間及び受講料 (テキスト代、保険料、消費税、地方消費税を含む)

講習の種類	講習時間	平日昼間コース 日曜コース 9:30~16:30	夜間コース 18:00~21:00	受講料	
				東整振会員	会員外
3級基礎	48時間	全8回	全16回	29,000円	42,000円
3級自動車ガソリン・エンジン	96時間	全16回	全32回	56,500円	82,500円
自動車車体	114時間	全19回	—	72,000円	103,000円
2級ガソリン自動車	132時間	全22回	全44回	79,000円	114,500円
2級二輪自動車	132時間	全22回	—	75,500円	111,000円
1級小型自動車	182時間	全28回(9:15~16:45)		111,500円	160,500円

(会員外の方は、本部のみ受付)

受付期間 令和3年2月18日(木) ~3月9日(火) ※土・日を除く

(全種目) (基礎講習に引続き3級ガソリン講習の受講を希望する方は期間内に同時にお申込ください。)

申込時に必要なもの (講習の種類毎、なお郵送による受付は行いません)

1 第1期受講申込書 (会員、会員外で別の様式となります。)

※事前に、ホームページからダウンロードするか受付場所でご受領してください。

※必要事項を記入の上、会員の方は在籍証明書欄に所属事業場より社印(ゴム印、スタンプ印不可)を受けてください。

2 受講資格を確認できる証書または整備技能者手帳

※受講資格に係る基礎講習修了、学歴、整備士資格については、それらを証する証書、整備技能者手帳などを提示して下さい。(コピーなど不可)

3 自動車整備作業の実務経験証明書 (会員外の方は必ず添付してください。ただし基礎講習を除く)

※会員の方でも在籍証明書のみでは実務経験期間を満たさない場合は必ず添付してください。

(実務経験証明書は証明内容が適当であると振興会が判断した場合にのみ有効となります)

4 郵便はがき各種目に付き1枚【開講案内に使用します。表面に(住所・氏名)明記のもの。裏面白紙。】

(3級の場合、3級基礎で1枚、3級ガソリン講習で1枚、合計2枚必要です)

5 受講料 (現金)

受付場所 一般社団法人 東京都自動車整備振興会

本 部 渋谷区本町4-16-4 (東京都自動車整備教育会館1階) 03-5365-4300

品川支所 品川区東大井1-12-17 (品川検査場構内D棟) 03-3471-6931

足立支所 足立区南花畑4-14-4 (足立検査場向いD棟) 03-3884-3211

練馬支所 練馬区北町2-8-10 (練馬検査場構内D棟) 03-3559-1161

多摩支所 国立市北3-29-8 042-525-9919

八王子支所 八王子市滝山町1-267-6 (八王子検査場構内F棟) 042-691-6117

会員外の方は
本部でのみ
受付ます

申込書・実務経験証明書・日程表は、ホームページ <http://www.tossnet.or.jp/> からどうぞ

受講資格

※機械及び自動車に関する学科について

科目名で判断できない場合は、履修内容が確認できる書類が必要です。国交省へ確認する為事前に教育部迄ご相談ください。

その他講習所規程に準じます。

3級基礎

満15歳以上の方

3級ガソリン講習の受講を希望される方は、この3級基礎講習を受講し修了することが必要です。
なお、整備士資格をお持ちの方は基礎講習が免除されます。

3級ガソリン

3級基礎講習修了者（基礎講習修了日から3級本講習開講日の時点で2年を経過しない者）で、講習修了日までに下記の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。

学歴などによる区分(卒業又は修了者)及び資格区分		満15歳以降の自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴などに該当しない方	1年以上
大学、高校、専修(各種)学校	機械に関する学科	6ヵ月以上
大学、高専、高校	自動車に関する学科	実務経験不要
自動車電気装置整備士の資格取得者		3級自動車ガソリンについて実務経験不要

自動車車体

講習修了日までに、下記の自動車車体に関する実務経験を有する方。

学歴などによる区分(卒業又は修了者)		自動車車体の整備作業実務経験
一般	下記の学歴などに該当しない方	2年以上
大学、高専	機械に関する学科	1年6ヵ月以上
一種養成施設、認定大学	2級課程	1年以上

2級(ガソリン・二輪)

3級自動車整備士資格取得後、講習修了日までに下記の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。

学歴などによる区分(卒業又は修了者)及び資格区分		3級自動車整備士資格取得後の自動車整備作業に関する実務経験
一般	下記の学歴などに該当しない方	3年以上(平成30年9月以前3級資格取得者)
高校、各種(専修)学校	機械に関する学科	2年以上(令和元年9月以前3級資格取得者)
一種養成施設	3級課程	
大学、高専	機械に関する学科	1年6ヵ月以上(令和2年3月以前3級資格取得者)

1級小型自動車

- 2級ガソリン及び2級ジーゼル整備士の両資格取得者で、講習の修了日までにいずれか一方の資格取得後3年以上の自動車整備作業に関する実務経験を有する方。(平成31年3月以前の2級資格取得者)
- 一種養成施設(1級課程)の卒業(修了)者

教場別講習日程

- 都合により日程などが変更になる場合があります。
- 当会ホームページ (tossnet) から詳しい日程表がダウンロードできます。

教 場	コース	種 目	講習日程	曜 日	
本 部 定員 各 24 名	平日昼間	2 級二輪	4 月 7 日～ 9 月 15 日	水曜	
		1 級小型	5 月 18 日～翌年 3 月 8 日 (概ね 10 ヶ月)	火曜	
	日 曜	3 級	基 礎	4 月 4 日～ 5 月 23 日	日曜 (祝日 1 回 含)
			ガソリン	6 月 6 日～ 9 月 12 日	日曜 (祝日 2 回 含)
		2 級ガソリン		4 月 4 日～ 9 月 12 日	日曜
		自動車車体		4 月 11 日～ 8 月 29 日	日曜
	夜 間	3 級	基 礎	4 月 1 日～ 5 月 13 日	月・水・木
			ガソリン	6 月 3 日～ 9 月 21 日	月・木 (火曜 2 回・水曜 1 回 含)
2 級ガソリン		4 月 1 日～ 9 月 6 日	月・木 (水曜 1 回・金曜 3 回 含)		
立 川 定員 各 24 名	夜 間	3 級	基 礎	4 月 1 日～ 5 月 13 日	月・水・木
		ガソリン	6 月 3 日～ 9 月 16 日	月・木 (水曜 3 回・金曜 1 回 含)	
	2 級は、第 2 期 (10 月～ 3 月) に開講予定です。				

その他の注意事項

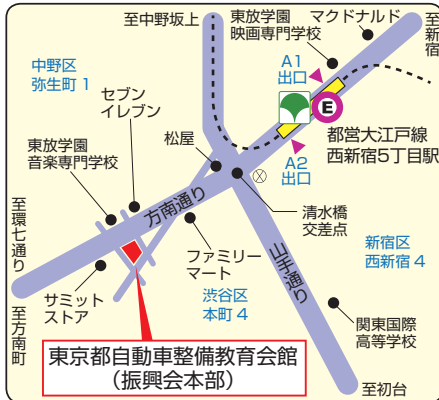
- 1 コロナウイルス感染状況により国や自治体から要請がなされた場合は、講習開催の延期、中止、会場の代替をする可能性があります。
- 2 受講希望者が多い場合は、1 事業場 1 名でお願いすることがあります。
- 3 申込者が少ないコースは中止になる可能性があります。ご了承ください。
- 4 開講日以降のキャンセルによる受講料の返金、またコースの変更などはできませんのでご注意ください。
- 5 修了するためには、80%以上の出席時間が必要です。事前に日程表を確認ください。
(その他修了基準などの詳細は開講時に説明致します)
- 6 当講習は、講習修了日までに受講資格を満たしていることが必要です。
- 7 申込時に、証明書などのコピーは使用できません。
- 8 受講料領収書は確認が必要となる場合もありますので大切に保管してください。
- 9 当講習課程を修了すると、修了種目について2年間、国家検定の実技試験が免除されます。
- 10 整備士資格取得には、別に行われる登録 (又は検定) 学科試験に合格し、国へ全部免除申請を行う必要があります。

教場案内図

注 東京都受動喫煙防止条例に基づき、施設内及び敷地内においては全面禁煙となりました。

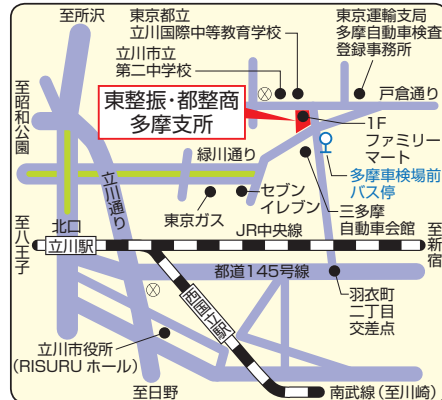
※各教場とも、自動車（バイク含）の乗り入れは厳禁です。

【本部】



東京都自動車整備教育会館
 渋谷区本町4-16-4
 ●都営大江戸線
 西新宿5丁目駅下車
 A2出口より徒歩7分

【立川】



多摩支所
 国立市北3-29-8
 ●JR中央線立川駅北口
 バス12番乗場より
 北町行 多摩車検場前下車

自動車整備技術講習適用の給付金制度について

人材開発支援助成金 (全講習対象)

この制度は雇用する労働者に対して、職業訓練を計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し、労働者に適用した際に助成される制度です。

講習申し込み前に申請が必要になりますので、詳しいことは下記にお問い合わせください。

※事業場の管轄する厚生労働省・都道府県労働局（東京都はTEL：03-5332-6925）

教育訓練給付金

当講習（厚生労働大臣指定講座）の修了後、受講者本人の申請により国から給付金が支給される制度です。

講習初日に配布される「希望調査表」を指定期日までに振興会事務局に提出する必要があります。

対象の講習 (厚生労働大臣指定講座)	2級ガソリン自動車・2級二輪自動車
給付金額	雇用保険の被保険者期間3年以上 ⇒ 受講費用の20% (上限10万円) ※本制度を初めて利用する場合に限り、被保険者期間 1年以上で受給可能
給付条件 ※詳細はお近くのハローワークへ	次の①～④すべてに該当する方 ①雇用保険の被保険者期間が継続して3年以上の被保険者、または3年以上の期間を満たして離職後1年以内の方。 ※本制度を初めて利用する場合に限り、被保険者期間 1年以上で受給可能 ②受講生個人で受講料を負担される方。 ③当該講習を修了された方。 ④従前3年以内に本制度を利用していない方。
受給対象者	受講者本人

東京都自動車整備振興会技術講習所 一般社団法人東京都自動車整備振興会 教育部

東京都渋谷区本町4-16-4 TEL：03-5365-4300

<http://www.tossnet.or.jp/>